

東 浦 自 然 環 境 学 習 の 森
基 本 計 画 見 直 し 版

平成 29 年4月

東浦町生活経済部環境課

目 次

計画見直しの趣旨	1
計画の期間	1
1. 計画の前提	
1) 計画の背景と目的	2
2) 計画地の位置と規模	3
3) 関連事業	4
2. 計画地の現況	
1) 本町の概況	5
2) 計画地の現況	6
3) 住民の意見	11
3. 基本計画	
1) 基本方針の設定	12
2) ゾーニング及び動線	15
3) 区域ごとの基本方針	16
4) 町としての行動計画	24
5) 付録	

計画見直しの趣旨

「東浦自然環境学習の森基本計画」は、平成 21 年 4 月に緒川地区の新池周辺約 17ha を里山として自然環境の保全を図るとともに、住民が里山の自然に触れ、人と自然の関係を学ぶ場づくりを行うことを目的として策定した。

計画の策定から 6 年が経過し、計画が実行される中で、保全活動団体と町の間で保全・活用の目標が共有されていない、自然環境学習の森が住民にあまり知られていないなどの課題が生じている。また、施設の建設など、一部、計画どおりの実現が難しくなっている現状がある。

このため、平成 27 年度においてワークショップを開催し、基本計画における取組と保全活動との整合性や活動の方針を検証・確認した上で、現状にあった里山づくりの指針及び今後 5 年間の方向性（行動計画）を改めて検討し、「東浦自然環境学習の森基本計画見直し版」として計画を修正することとした。

基本方針や目標等の基本的な方向については変更しないが、ワークショップの結果を踏まえて、めざす里山像や保全活動の骨子、各区域の行動計画について本見直しにおいて新たに設定した。

全体の骨子としては、郷土にあった昔ながらの明るい里山を保全しながら、私たちが学び育ち楽しめる場として整備し、各地域に生息している動植物と里山保全活動との共存を図ることとなった。

計画の期間

「東浦自然環境学習の森基本計画」の現行版は、計画期間が定められていなかった。そこで見直し版の計画期間を平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間とし、その後についても 5 年ごとに見直しを行っていくこととする。

1. 計画の前提

1) 計画の背景と目的

東浦町は、名古屋市の都心部からおよそ 20 k m の範囲にあり、市街地整備が進行する中で人口も増加している。宅地開発等による都市化の進展に伴って緑地は減少しており、快適な生活環境や自然とのふれあいに対するニーズが増大する今日にあって、緑地の保全の重要性が高まっている。

そうした中、新池周辺は丘陵地特有の谷戸地形を形成し、人の生活と結びついた里山であり、多様な生物が生息する水と緑に恵まれた貴重な場所である。しかしながら、近年、生活様式等の変化によって人の手が入らなくなってきており、丘陵地も竹の繁茂が目立ち、コナラ、ヤマハゼ等の広葉樹が減少している状況にあることから、災害の防止や自然環境を保全するため、平成 19 年度から 22 年度に愛知県が治山事業を行った。

そこで、整備され恵まれた環境を有する新池周辺を、里山として自然環境の保全を図るとともに、住民が里山の自然に触れ、人と自然の関係を学ぶ場づくりを行うことを目的として「東浦自然環境学習の森 基本計画」を策定するものである。なお、計画の策定については、住民の意見を計画に反映させるためワークショップを開催し、その意見を参考として、生き物や植物等に造詣が深い方等により構成された「東浦自然環境学習の森整備計画策定委員会」においてとりまとめを行った。

2) 計画地の位置と規模

計画地は、本町のほぼ中央、役場より西へ約 1.3km にあり、町の中心部を東に流れる明徳寺川の右岸部に位置している。この場所は、南北に細長い谷戸地形を形成しており、中央部の谷底部は水田や新池、その東側と西側は広葉樹林や竹林が広がる丘陵地となっている。これらの水田、樹林地等は一団となって里山の景観を呈し、多様な生物が生息している。

計画区域としては、北側は、新池を含む町道緒川 214 号線(池北の道路)までとし、東側は、開発された工場敷地に隣接する水路までとする。また、南側は、休耕田の南端から東の広葉樹林の丘陵地までとし、西側は、広葉樹林と放置されている竹林一帯を区域とする。面積は約 17ha である。

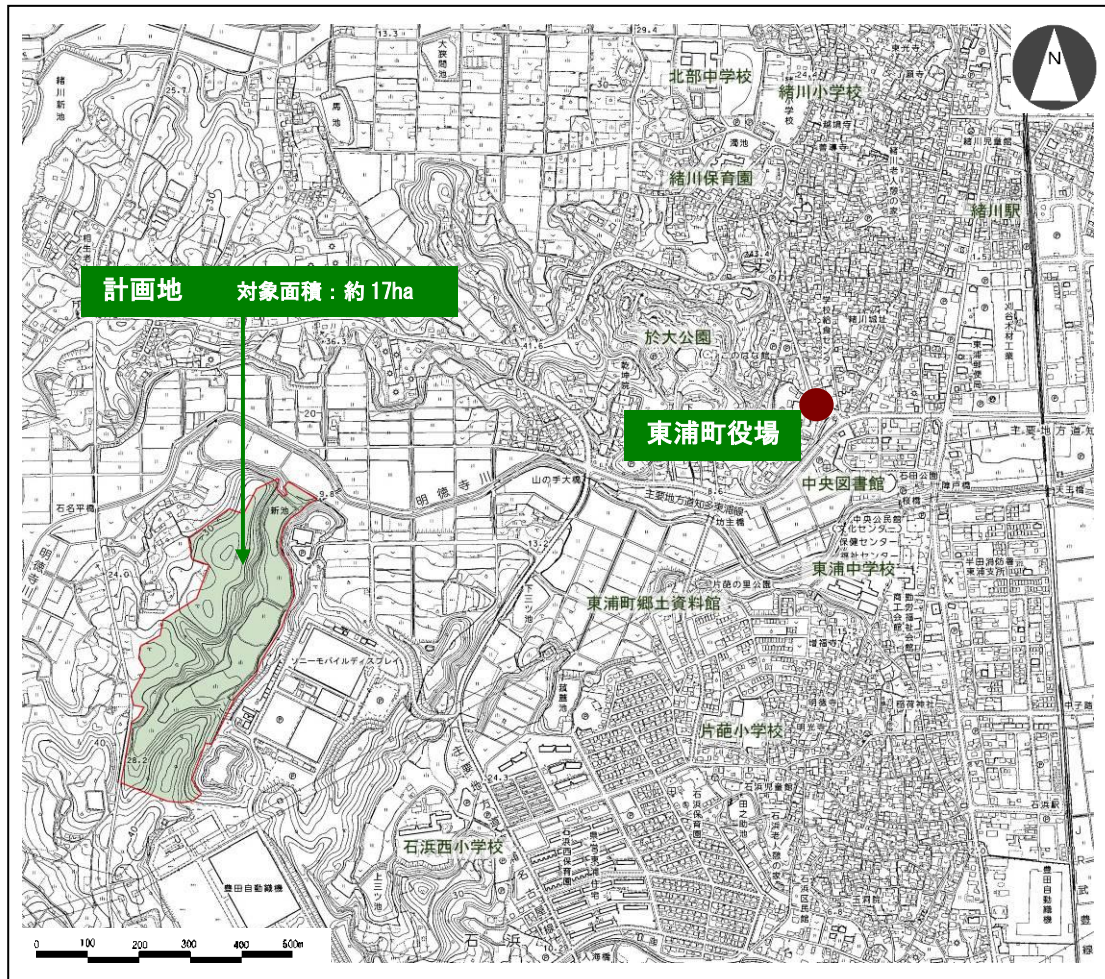


図 1 計画地位置図

3) 関連事業

計画地における関連事業は以下のとおりである。

●治山事業（共生保安林整備事業）

本事業は、愛知県が主体となり、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するための森林整備を行うものである。対象区域は、本計画と概ね同じである。

本事業では、管理歩道、簡易作業施設（四阿）、木製柵工、水路工、竹拡大防止工、防災広場整備、自然観察路（湿地内の木道）等の整備が行われた。



図2 全体計画平面図 ※出典：「平成 19 年度共生保安林整備事業報告書」
愛知県知多農林水産事務所

2. 計画地の現況

1) 本町の概況

本町は、愛知県の知多半島北東部に位置し、東西約 6.2km、南北約 7.7km、総面積は 31.14km²である。

本町の地形は、西部がなだらかな丘陵地となっており、東の海沿いに近づくにつれ標高が低くなる。気象は、太平洋型気候区に属しており、気温は温暖、降水量は年間降水量が平均で 1,500mm 足らずと県内ではやや寡雨な地域である。冬季は降水量が少なく、降雪もほとんどない。また、春から初夏にかけての降水量が少ないことから、多くのため池が点在している。

自然植生は、シイ、タブ、クス、ヤブツバキ等の常緑の広葉樹からなる「ヤブツバキクラス域」に該当するが、窯業等の燃料として伐採が行われてきたため、クロマツやコナラ等の人の手によって形成された二次林が大部分を占める。

そうした中、本町は名古屋市の都心部からおおよそ 20 km の範囲にあり、交通の便も良好なことから宅地化や工場の進出が進み、樹林地や水田をはじめとする農地は減少している。

2) 計画地の現況

① 地 形

計画地は、南北に細長い谷戸地形であり、中央部は幅 90m ほどの緩やかに傾斜した谷底になっており、最下流にはため池の「新池」がある。その上流は水田や休耕田となっており、谷の東側と西側は谷底部との高低差が 20m 程度の丘陵地となっている。

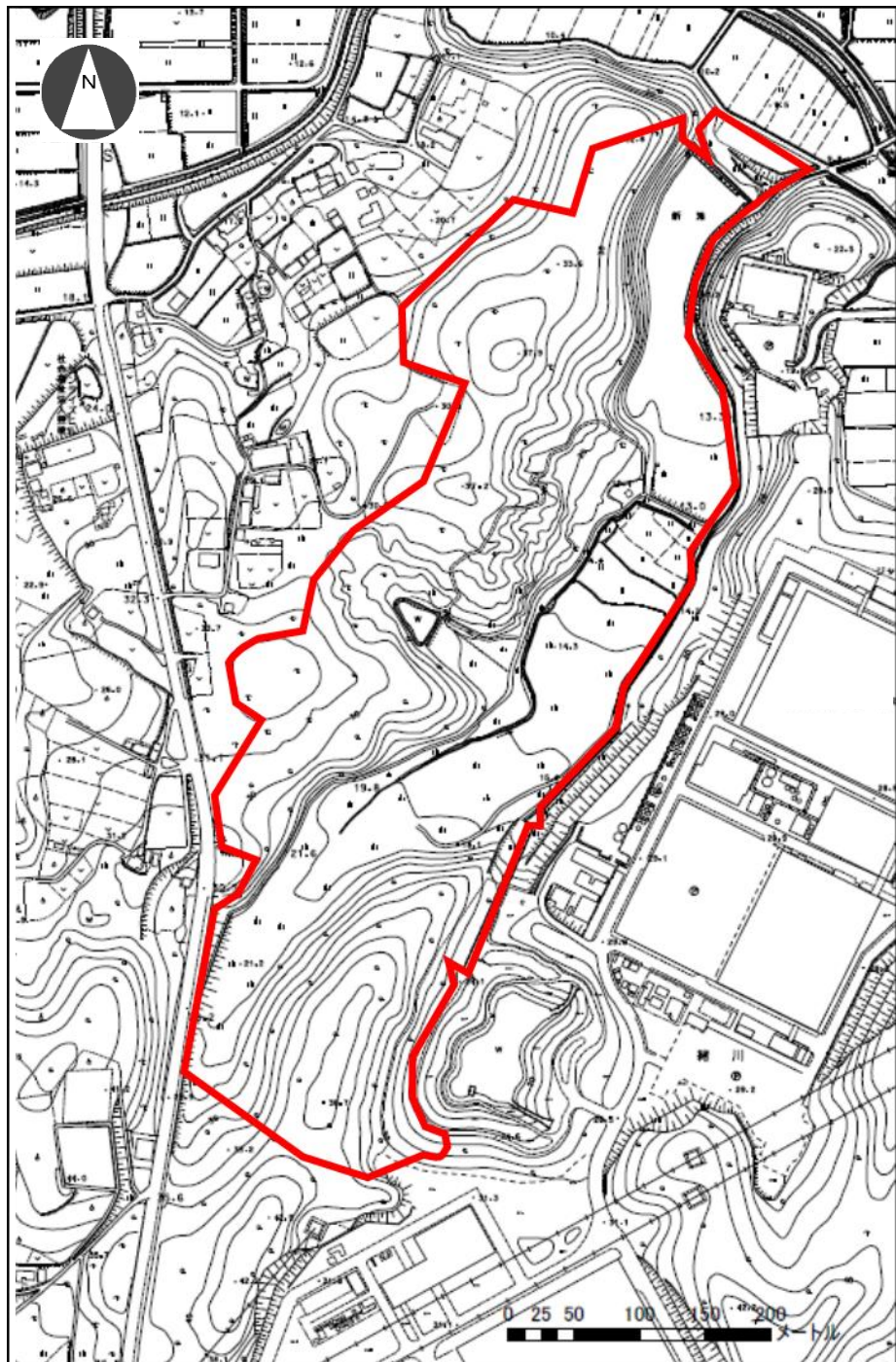


図3 地形図

② 植 生

下図は現況植生区分図である。

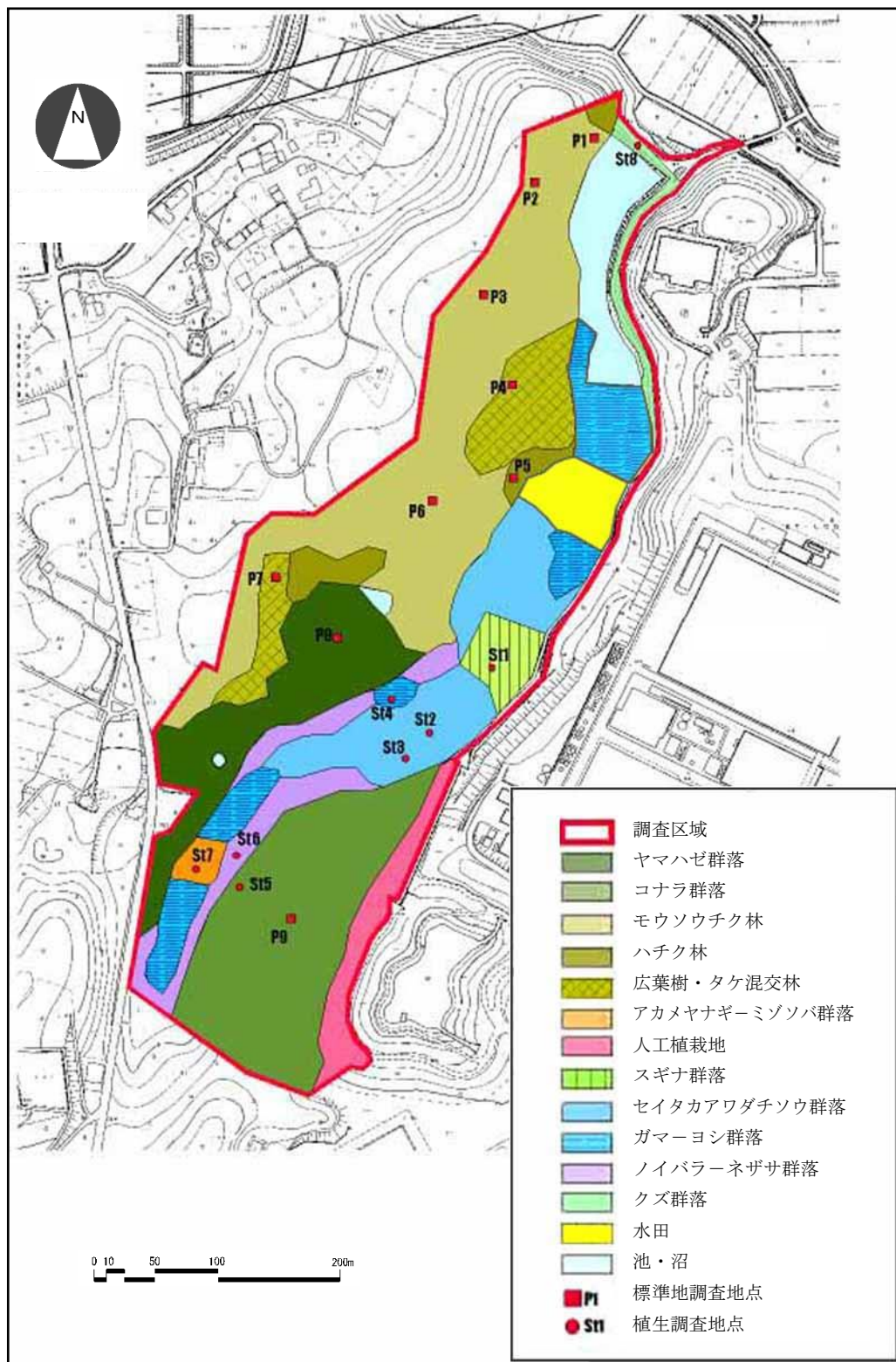


図4 現況植生区分図

※出典：「平成19年度共生保安林整備事業報告書」

計画地における主な植物群落とその特徴は以下のとおりである。

環 境	群落区分	群落の特徴等
広葉樹林	コナラ群落	樹高 12m程度のコナラが優占する高木群落で、下層に常緑のカクレミノが密生する。(P9) またこの群落では階層構造の発達した良好な林相(St5)もみられる。
	ヤマハゼ群落	樹高 13m程度のヤマハゼが優占し、下層には常緑のヒサカキが優占する林分。(P8)
	広葉樹－タケ混交林	上記の林分にモウソウチクやハチクが侵入した林分。(P4, P7)
	アカメヤナギ－ミゾソバ群落	休耕田の湿地にみられるもので、ミゾソバやヨシが優占し、樹高 7m前後のアカメヤナギが点生する。トンボやチョウが多い。(St7)
	人工植栽地	緑化地
竹林	モウソウチク林	モウソウチクの優占する粗放竹林。(P1, P2, P3, P6)
	ハチク林	ハチクの優占する粗放竹林。(P5)
草原	スギナ群落	スギナの優占する休耕田。(St1)
	セイタカアワダチソウ群落	休耕田の弱湿性～湿地にみられる帰化植物のセイタカアワダチソウが優占する草本群落。(St2, St3) ヨシやノイバラ等が生育している。
	ガマ－ヨシ群落	ガマやヨシのみられる低湿地。(St4)
	ノイバラ－ネザサ群落	休耕田～丘陵地の境あたりのやや乾性な立地にみられる群落。高さ 1.4m程度のネザサが優占し、ノイバラが低い藪を形成している。(St6)
	クズ群落	新池の堤体から既設道路のフェンス沿い等にみられるソデ群落。(St8) クズのほか、ヨモギやヒメジョオン等が生育している。
池	ヒシ	水生植物としてヒシがみられる。

※出典：「平成 19 年度共生保安林整備事業報告書」
愛知県知多農林水産事務所

③ 動 物

これまでの調査により計画地で確認された生き物は、鳥類ではカイツブリ、カワウ、カワセミ、カルガモ、キジ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ヤマガラ等の 64 種、哺乳類では、ホンダタヌキ、ホンドギツネ、ヌートリア、イタチ、ノウサギの 5 種である。昆虫類はアゲハ、ヤマトシジミ、オニヤンマ、クロイトトンボ等の 39 種が確認されている。

また、特筆すべき種として、環境省レッドデータブックによる絶滅危惧種のオオタカ、レッドリストあいち 2015 による絶滅危惧種のトラフトンボの生息が確認されている。

④ 景 観

計画地は、谷底部の最下流部にため池が位置しており、その西側を竹林が覆っている。ため池から離れた南側に広葉樹林がみられるが、竹が進入しつつある状況にある。谷底部の多くは、以前は水田であったが、現在は、セイタカアワダチソウやヨシ等に覆われている。

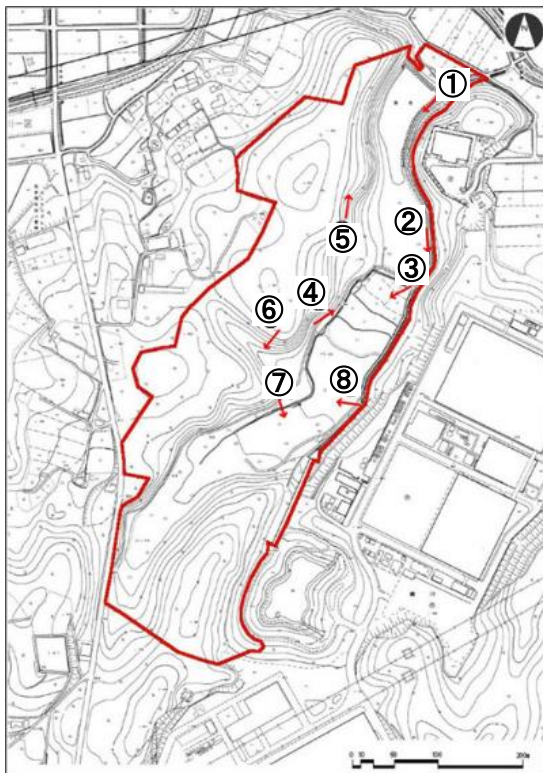


図 5 写真位置図



① 北側から見たため池

池は、管理車道に沿ってフェンスが設置されている。奥には池の西側に位置する竹林が見える。



② ため池東側の管理車道

管理車道は舗装されていない。この車道の東側に水路があるため、転落防止用の間伐材の柵が設置されている。



③ ため池南側の水田
谷底部の多くは休耕田となっているが、一部は現在も稲作が行われている。



④ 休耕田と竹林の間の管理車道
休耕田の西側にも車両の通行が可能な管理車道が整備されている。



⑤ 竹林内の管理歩道
治山事業によって、竹林内に管理歩道が整備されている。



⑥ 竹林内にある池
竹林や樹林地内には、小規模な池がある。近くに動物の巣穴があるなど、生き物にとって、重要な場所となっている。



⑦ 休耕田内に確認できる池
休耕田の湿地部には、小さな池が数箇所確認できる。



⑧ 東側から見た休耕田
休耕田の一部は、セイタカアワダチソウ等に覆われている。奥に竹林、その南側に広葉樹林がある。

3) 住民の意見

住民の意見を幅広く集め計画に反映させるため、平成 21 年度にワークショップを開催した。以下にワークショップで出された森の整備や活用についての主な意見を整理する。

【主な意見】

- ・本来の里山の姿に戻す。
- ・水田で稲作の体験や米の収穫を行う。
- ・木の芽や果実の収穫を行う。
- ・水辺の木道から生き物を観察する。
- ・昆虫採取をする。

また、平成 27 年度に基本計画の見直しのため、「里山づくりワークショップ」を開催した。以下にワークショップでの主な意見・内容を整理する。

【主な意見・内容】

- ・過去の里山に戻す。残っている自然・貴重な動植物を守る。
- ・全体の目標及び各施設の行動目標である骨子を選定する。
- ・誰でも利用・活動できる森にする。
- ・PR と情報発信を行う。
- ・活動団体の行動計画を策定する。



平成 21 年度のワークショップの様子



平成 27 年度のワークショップの様子

3. 基本計画

1) 基本方針の設定

①全体方針

計画地は、丘陵地の谷底部につくられた水田、ため池、水路、竹林、樹林地等が一体となった里山である。このような環境は、緑地が減少する本町にあって、水域～水田～草地～樹林と連続する環境を有しており、多様な生物が生息している。環境保全の重要性が高まり、持続性のある環境づくりが求められる中、計画地のような里山は都市と自然との接点にあり、**多様な生物を育むだけではなく、人と自然とのふれあい、人と人との交流、生きがいを感じる場**として重要となっている。

こうした環境にある計画地において、**住民協働による計画策定、整備、運営管理を通して、住民が里山の自然に触れ、楽しみながら人と自然の関係を学ぶ「自然環境学習の森」づくり**を行っていく。住民、生き物や植物等に造詣が深い方々、行政との協働により再生される里山は、継続的に人が関わることで、良好な景観を持続させ、多様な生物を育てていくものとなる。

具体的な方針は、整備と運営管理に区分して以下に整理する。

②整備に関する基本方針

● 里山を再生する

- ・ため池、水田、湿地の保全を図る。
- ・竹林は、できる限り広葉樹林へ遷移させる。
- ・植樹を行う場合は、計画地に合った樹種を用いる。

● 自然に配慮した空間とする

- ・木道や散策路は、関連事業によって整備されるものを活用する必要最小限の整備とし、できる限りコンクリート・鉄等の人工物を使用しない自然に配慮した空間とする。
- ・運営の段階で計画的に施設を充実させていく。

● 人と自然の関係を学ぶ場とする

- ・計画地の利活用を図る活動拠点として、また必要な情報の収集や知識を習得するための施設として、管理・学習棟を設ける。

③運営管理に関する基本方針

● 継続的な保全活動が、収穫等の喜びにつながるような仕組みを取り入れる

- ・住民、ボランティア団体、NPOの積極的な参加により適切な保全管理を行う。
- ・体験イベントではなく、年間を通した森や水田の手入れ、竹林の管理活動を行うことにより、環境学習、子育て、食育等の場として活用する。

● 生き物や植物に配慮し持続的な環境が保たれる里山として維持管理を行う

- ・生き物や植物の観察、採取等に対する一定のルールを設け、良好な里山の環境を維持していくことにより、生物の多様性と生息環境の保全・形成を図る。
- ・ルールづくりにあたっては、生き物や植物等に造詣が深い方々のアドバイスを受ける。

④森の活用についての全体目標の骨子

- ・郷土にあった昔ながらの明るい里山を保全しながら、私たちが学び育ち楽しめる場とする
- ・各区域に生息している動植物と里山保全活動とが共存できる場とする

⑤目指す森の姿

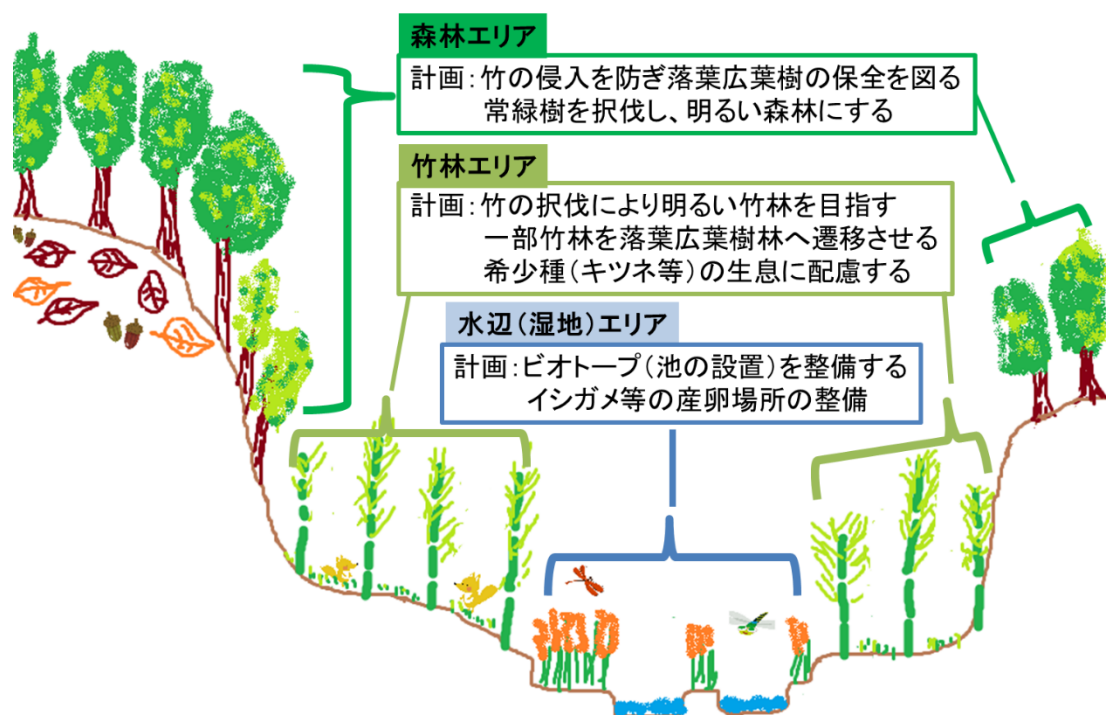
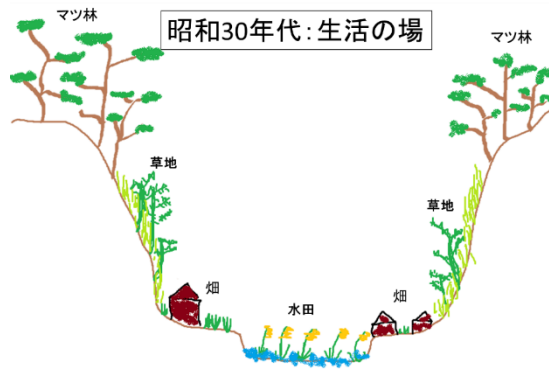


図6 目指す森の植生断面図

多様な生物を育むだけでなく、人と自然のふれあい、人と人との交流、生きがいを感じる場としての森を目指す。活動団体や地元自治会、地元企業等と町が連携※して、計画策定、整備、運営管理を行い、住民が里山の自然に触れ、楽しみながら人と自然の関係を学ぶ場にしていく。

※活動団体との連携については付録を参照

参考コラム 里山の変遷

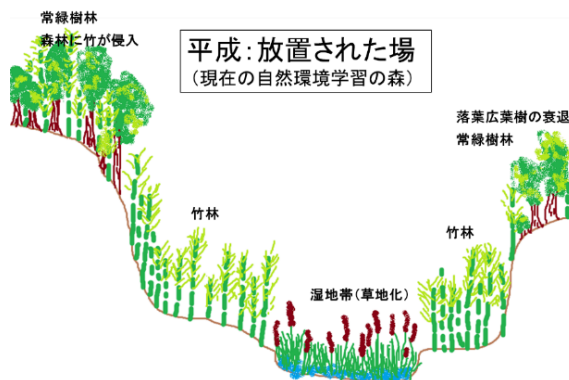


昭和30年代:生活の場

昭和 30 年代ごろまでは、里山は生活の場であり、自然と人間が共存していた。

東浦町においては、山には松林（戦後は禿山）、斜面には草地、畑があり、湿地には水田があった。

1950-70 年のエネルギー消費構造の変遷（薪炭から石炭、石油）によって、薪炭を使わなくなり、木を伐らなくなることによって森林が放置された。農業で化学肥料や農薬を使用するようになり、牛を飼わなくなり、草を刈らなくなった。



平成:放置された場
(現在の自然環境学習の森)

平成に入り休耕田が目立つようになった。

東浦町においては、松林がなくなり、落葉広葉樹が衰退し、常緑樹に変遷している。斜面に竹林が繁茂し、森林に侵入している。水田であった湿地は草地化した。

3) ゾーニング及び動線

計画地の地形、植生、景観を踏まえ、平成 27 年度のワークショップで設定した基本方針・行動計画に基づいたゾーニングを以下に示す。

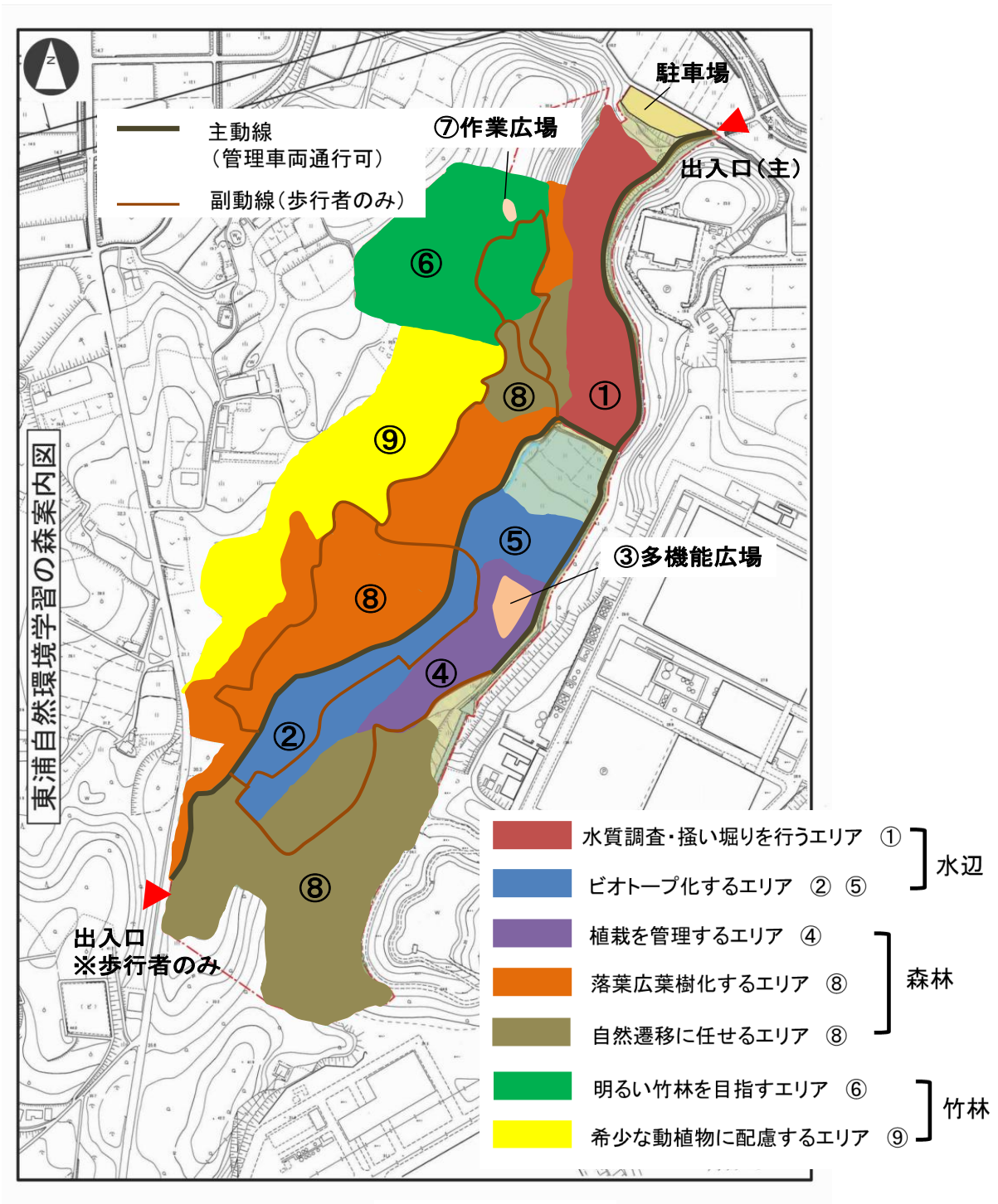


図 7 ゾーニング図

3) 区域ごとの基本方針

① ため池保全区域 (水質調査・掻い掘りを行うエリア)

区域の基本方針

- ・ 掻い掘り※や下草刈り程度の管理を行う区域とする。
- ・ ため池の上流部（南側）の池畔は、生き物や植物にとって特に重要な場所であるため保全する。

水辺活動の骨子

- ・ 湿地帯の中にため池や水田を整備する。
- ・ 管理作業区域を定める。



ため池東側の管理車道沿いの草刈りを行い、見通しを良くすることで、観察をできるようにする。



掻い掘りのイメージ

生き物や植物の保全、外来種の駆除、水質の保全等、ため池を健全な状態に保つため、計画的に掻い掘りを行う。

[行動計画]

- ・ 新池の生物・水質調査を実施する。
- ・ ため池の生き物を保護、保全する。

※ 掻^かい掘^ほり・・・稲の収穫後に池の水を抜き、堤体の補修、魚採り、底さらえ等を行うこと。

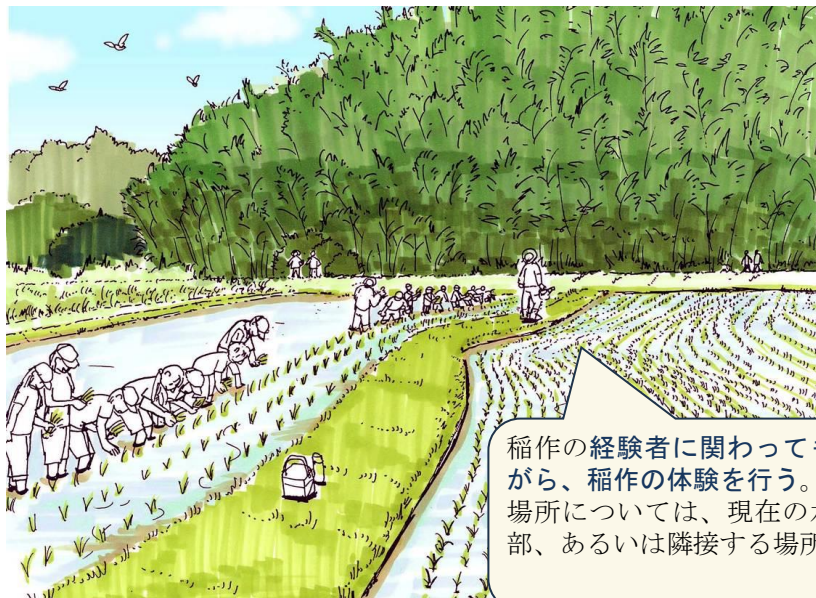
② 水田保全地域～草地（ビオトープ化するエリア）

区域の基本方針

- ・ 水田は、現在の形状を保全する。
- ・ 草地は、稲作の体験を行う水田や子供の泥遊び場等、運営段階で計画的に整備していく場所とする。

水辺活動の骨子

- ・ 湿地帯の中にため池や水田を整備する。
- ・ 管理作業区域を定める。



稲作の経験者に関わってもらいながら、稲作の体験を行う。
場所については、現在の水田の一部、あるいは隣接する場所とする。



田植えの様子



稲刈りの様子

[行動計画]

- ・ 湿地帯の中にため池（ビオトープ）や水田を整備する。
- ・ 生き物調査を行う。

③ 多機能広場

区域の基本方針

- ・ 広場は、必要最小限の整備とし、広く多目的に使える場所とする。



カキやコナラ、クリ等の実のなる木

[行動計画]

植栽した樹木の管理を行う。

④ 里山型植栽区域（植栽を管理するエリア）

区域の基本方針

- ・ 計画地に合った樹木による疎林とする。

森林活動の骨子

管理作業区域を定める。

- ・ 区域内は、落葉広葉樹の大木を残す明るい森をめざす。
- ・ 区域外は、自然遷移に任せる。



植栽した樹木の様子



グミの木



アカメヤナギ（湿地性）

土壌条件に合った樹木による樹林とする。

[行動計画]

植栽した樹木の管理を行う。

⑤ 里山の水辺（ビオトープ化するエリア）

区域の基本方針

- ・水辺の生き物や植物を観察できる場所とする。

水辺活動の骨子

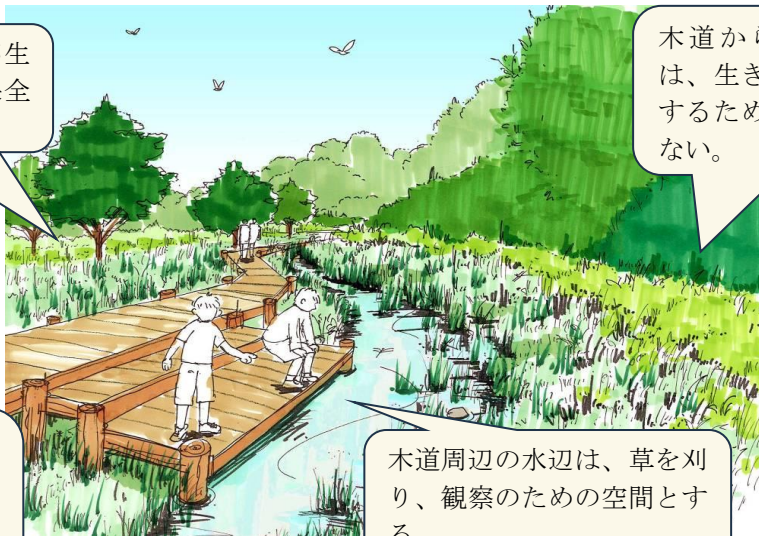
- ・湿地帯の中にため池（ビオトープ）や水田を整備する。
- ・管理作業区域を定める。

水溜りは、生き物が生息する場所として保全する。

木道から離れたところは、生き物等の隠れ家とするため、草刈りを行わない。

生き物や植物の採取にあたっては、これらの生息が持続するように、ルールに基づき行う。

木道周辺の水辺は、草を刈り、観察のための空間とする。



観察は、生き物にとって重要な産卵や営巣の時期を考慮し、影響のない場所で行う。



水辺の生きもの

〔行動計画〕

- ・ビオトープ（ため池）の造成を行う。
- ・小規模田圃（学習レベル）の造成を行う。

⑥ 竹林管理区域（明るい竹林を目指すエリア）

区域の基本方針

- ・ 竹林はため池の西側を残し、他は広葉樹林へと遷移させる。
- ・ 広葉樹林側への竹の拡散防止に努める。
- ・ 住民が意欲的に竹林の管理活動に参加できる仕組みを取り入れる。

竹林活動の骨子

管理作業区域を定める

- ・ 区域内は、活動ができる明るい竹林にする。
- ・ 区域外は、竹を皆伐し、落葉広葉樹林化する。



伐採は、散策路の周辺や広葉樹林との境界付近を優先的に行う。

住民が主体となる竹林の管理活動への参加を呼びかける。
例えば、竹林の管理作業（竹の運び出し等）と竹の子掘りを結びつけたイベントを開催する。



タケノコ掘りの様子



竹林内での管理活動の様子

[行動計画]

- ・ 定期的に竹林の伐採を実施し、活用できる明るい竹林にする。
- ・ 竹を伐採し、伐採した竹を活用して竹灯籠を作成し、PRする。

⑦ 作業広場（竹林内）

区域の基本方針

- ・竹林内に炭焼き等の作業ができる広場を設ける。



作業広場の様子



[行動計画]

- 竹炭焼体験等定期的なイベントを実施し、広く参加者を募る。

⑧ 広葉樹林保全区域（落葉広葉樹林化するエリア・自然遷移に任せるエリア）

区域の基本方針

- ・竹の進入を防ぎ、広葉樹林の保全を図る区域とする。
- ・自然観察や森の手入れを通して、楽しみながら森に触れ、保全活動が行えるようにする。

森林活動の骨子

管理作業区域を定める。

- ・区域内は、落葉広葉樹の大木を残す明るい森をめざす。
- ・区域外は、自然遷移に任せる。



森林管理講座



つる切り



散策路の管理



保全活動の様子

除伐

[行動計画]

- ・生き物の生態観察、調査をする。
- ・侵入した竹の除伐、樹木の択伐整備をする。

⑨ 希少な動植物の保護（希少な動植物に配慮するエリア）

区域の基本方針

- ・希少な動植物を保護するとともに保全活動との共存を図る。

希少な動植物の保護活動の骨子

- ・侵入禁止区域を毎年協議して決める。
- ・キツネが生息していることを外部へ発信する。



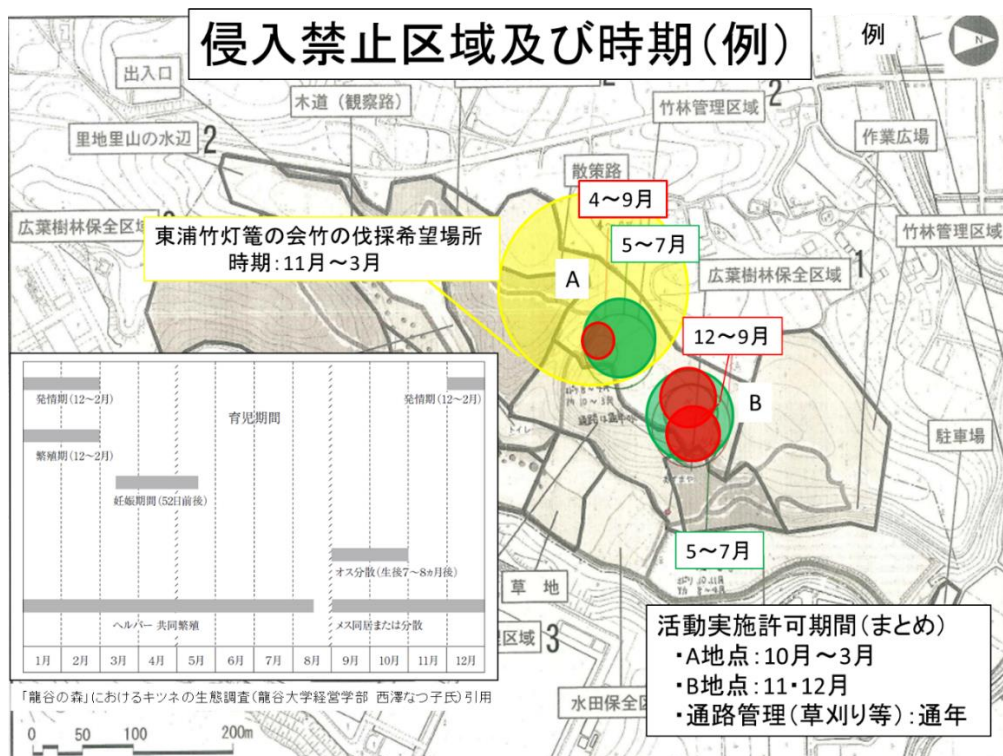
カンアオイ



ホンドギツネ

〔行動計画〕

- ・生き物の生態観察・調査をする。
- ・侵入禁止区域、期間を定める。



竹林地域にキツネの営巣が確認され、繁殖に影響が出ないように、侵入禁止区域と時期が定められた。営巣場所の移動や他の保護すべき動植物についても考慮する為、毎年調査を行い、区域、期間を検討する。

図8 侵入禁止区域及び時期（平成27年度の例）

⑩施設

区域の基本方針

- ・里山の保全活動の拠点、情報の収集や知識を習得するための施設として、「管理・学習棟」を設ける。

施設整備に関する骨子

- ・町民に開かれた管理をする。
- ・イベントの一般参加者数年間 5,000 人程度を目標とし、町民の認知度が高まった段階で検討する。

[行動計画]

- ・入口ゲートと鍵を変更する。
- ・トイレを設置する。
- ・管理棟（屋根があり、雨でも保全活動ができる場所）を設置する。

4) 町としての行動計画

●観察会の開催、学校、保育園、地区コミュニティ（住民）へPRする。

- ・活動団体と連携して、自然観察会及びイベントを開催する。
- ・活動団体と連携して、自然環境学習の森（周辺も含む）を題材とした出前講座を計画し、生涯学習出前講座〈みんなで東浦〉へ登録する。
- ・町ホームページで、自然環境学習の森の四季や生き物など魅力を紹介するページを作成・更新する。
- ・他課との連携を検討する。

●里山保全活動団体への支援をする。

- ・活動に必要な物品及び資材を提供する。
- ・各種申請書の申請事務を行う（許可申請や補助金申請の説明等）。
- ・活動内容をPRする（町ホームページ等）。
- ・道具の使用講座を実施する（草刈機の使用方法、リスクマネジメント等）。
- ・活動団体が活動内容について説明・発表する場の調整又は、情報の提供等を行う。

●自然環境学習の森の管理業務をする。

- ・自然環境学習の森が良好な環境で利用できるように、草刈等の管理業務を継続的に行う。
- ・自然環境学習の森の状況に応じた管理業務を検討する。